

平成 22 年 6 月 23 日

バーゼル銀行監督委員会「監督カレッジの優れた運営実務に関する諸原則」に係る市中協議文書に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から今年 3 月 30 日に公表された市中協議文書「監督カレッジの優れた運営実務に関する諸原則」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、われわれは以下のコメントがバーゼル委員会におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

われわれは、監督カレッジの活用を通じて、各国当局が連携を強化し、情報交換を密にすることにより、監督体制の実効性を高めようとする動きには賛意を表する。

こうした取り組みが効果的で有意義な監督ツールとして有効かつ継続的に機能させるためには、効率的な運営が不可欠であり、今後の検討に際し、以下の点が考慮されることを期待している。

【各論】

原則 2：監督カレッジの構造 (Implementation guidance) / 原則 6：銀行との対話 (Implementation guidance (i) Information to be communicated to the banking group)

監督カレッジ実施の際は、監督当局、銀行グループ双方の事務効率化と効果的なカレッジ運営の実現を図る観点から、当該事項に関しては、銀行グループとの窓口をホーム当局が組織する事務局に一元化することを求めたい。

また、同様の観点から、各ホスト当局は銀行グループへの情報照会・提供依頼については、ホーム当局を通じて依頼する形態をとるとともに、必要に応じてカレッジメンバー間で共有することを検討いただきたい。

原則 3：当局間の情報共有化／原則 5：監督カレッジ間の協調

当局間（および監督カレッジ間の協働作業）での銀行グループの情報共有に当っては、情報交換や専門知識の共有を通じて、監督手法の高度化に資するものと理解している。

しかし、ストレステスト結果等の情報を含め、機密情報が漏洩した場合に市場への影響が懸念される。このため、プリンシプルに則り、必要に応じて MoUs（Memorandum of Understandings）などを締結して守秘義務や責任の明確化するなど、情報管理に十分留意いただきたい。

原則6：銀行との対話（Implementation guidance (i) Information to be communicated to the banking group）

特定のケースでは、他のコミュニケーション手段をとることがありうるとしていることから、具体的にどのようなケースを想定しているのか、例示などにより確認させていただきたい。

以 上